

持続可能性に配慮した調達コード 通報受付窓口 通報フォーム¹

XXXX 年 XX 月 XX 日

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 行

(1) 通報者の氏名・住所・連絡先（電話番号、e-mail アドレス）²	
a 氏名（よみがな）	〇〇 〇〇（〇〇 〇〇）
b 住所	〒XXX-XXXX 愛知県名古屋市〇〇区〇〇〇
c 電話番号	052- (XXX) -XXXX
d e-mail アドレス	XXXX@XXXX. or. jp
e 処理過程において 匿名を希望しますか	（いずれかに○をする） はい ・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
(2) 被通報者に関する情報³	
a 氏名又は名称（よみがな）	株式会社 〇〇〇（かぶしきがいしゃ 〇〇〇）
b 住所・連絡先 （電話番号、 e-mail アドレス）	〒XXX-XXXX 愛知県名古屋市〇〇区〇〇〇 052- (XXX) -XXXX XXXX@XXXX. or. jp
c 通報者と被通報者との関係	雇用主とその従業員
(3) 組織委員会が調達する物品等を特定するに足る情報⁴	
a 契約名、調達物品等の種類・ 名称、製造、若しくは販売 業者の名称又は名称等 のみで特定が困難な場合は 調達物品等が特定できる 特徴等	<p>通報しようとしていることが、どの契約、物品の製造（又はサービスの提供）等で起きているか分かるように、以下の情報を把握している範囲で、できるだけ詳しく記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品（ライセンスグッズを含む。）の種類や名称、製造又は販売事業者の名称 ・ 物品の特徴（色、デザイン、素材等） ・ 製造や納入の時期、ロット番号、製造場所、製造数量、納入先（発注者）等の情報 ・ サービスの場合は、その種類や名称、提供事業者の名称、提供の時期や場所、提供先（発注者）等の情報 <p>（組織委員会が調達する物品・サービス、又はライセンスグッズと関連していると考えた理由を併せて記載していただけますと幸いです。）</p>
b 製造や納入の時期、 ロット番号等	

¹ 必要事項が正確に記載されていない場合は、通報者に対して詳細の確認を行います。

² 通報は本名で行い、連絡先を明記する必要があります。ただし、通報者の情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されません。また、処理の過程において匿名を希望する場合には、その旨を記載することができます。

³ 「被通報者」とは、当該通報において、調達コードの不遵守（又はその疑いを生じ得る事実）を生じさせていると考えられる者を指します。

⁴ 可能な限り詳細な情報を記載してください。

<p>(4) 現実に生じた負の影響又は将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる負の影響の具体的内容</p>
<p>通報者に現在、発生している被害（負の影響）を具体的に記載してください。現在、発生していても、将来高い確率で発生すると考えられる場合でも結構です。通報者が被害を受ける当事者でない場合は、誰（何）にどのような被害が発生しているか、又は将来高い確率で発生するといえるのかを具体的に記載してください（「工場からの違法な排水によって、隣接する河川で水質悪化が起きている」等）。いずれの場合も、被害の発生を示す客観的な情報があれば、併せてご提供ください</p>
<p>(5) 通報者が考える不遵守の具体的事実⁵及び当該不遵守の対象となる調達コードの条項</p>
<p>調達コードの不遵守がどのような状況で起きたのか（いつ、どこで、どのような作業・工程において、誰によって、どのような行為があったのか等）が分かるように、できるだけ詳しく記載してください。また、その記載の根拠となる記録や資料などもできる限りご提供いただくようお願いいたします。</p>
<p>(6) 調達コードの不遵守と負の影響の因果関係</p>
<p>上記の(4)の内容と(5)の内容が関連していることの説明を記載してください。</p>
<p>(7) 通報者が期待する解決策</p>
<p>上記の(4)に記載いただいた被害（負の影響）を回復するために、被通報者に対してどのような改善等の対応を望んでいるのかを記載してください。</p>
<p>(8) 被通報者との対話の事実⁶</p>
<p>脚注 6 を参照し、被通報者との対話の事実を記載してください。</p>
<p>(9) 他の紛争処理手続において係争中の案件又は本通報受付窓口における手続が行われている案件に該当するか否か（該当する場合はその具体的内容）</p>
<p>通報しようとしている案件について、裁判や企業内相談窓口など他の仕組みの手続きが進んでいる場合は、その状況を記載してください。</p>

⁵ 当該不遵守が、上記(3)の調達物品等の製造・流通等の過程において生じていることが特定できる情報を含みます。

⁶ 当事者間の自主的な紛争解決に向けた努力を促すため、通報者は、通報を行う前に、被通報者との対話に向けた努力を行うことが求められます。このため、被通報者との協議に向けた通報者の行為に関する事実関係については、日時・相手方・対応の内容などを可能な範囲で詳細に記載してください。ただし、通報者が被通報者との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情がある場合には、その事情を記載してください。